

## 交通費補助規程 | ガスケ・ジャパン教育支援制度

### 第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人ガスケ・ジャパン（以下「本法人」という。）が主催する研修会において、遠方から参加する受講者の経済的負担を軽減し、教育機会の公平性および継続教育課程への参加機会の確保を目的として、交通費補助に関する事項を定める。

### 第2条 (適用範囲)

本補助制度は、本法人が主催する研修会のうち、教育支援制度の一環として交通費補助の適用が明示された研修会に適用する。

### 第3条 (補助対象者)

補助対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

1. 本法人が主催する有料研修会に正式に申込み、受講した者
2. 研修会の全日程に参加した者（2日間の研修会を2回に分けて参加された方はその後半の回で支給する）
3. 遠方からの参加により交通費負担が生じた者
4. 本法人が定める方法により申請を行った者

### 第4条 (遠方の定義)

遠方とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

1. 研修会場から受講者の主たる居住地までの距離が概ね150km以上の場合
2. 公共交通機関を利用した場合の片道所要時間が概ね2時間以上の場合
3. その他、本法人が遠方と認めた場合

### 第5条 (補助内容)

1. 補助額は、受講者1名につき、1回の研修会あたり5,000円を定額とする。
2. 補助対象は、研修会参加のために必要な往復交通費とする。

### 第6条 (対象交通手段)

補助対象となる交通手段は、次の各号とする。

1. 鉄道
2. バス
3. 航空機
4. その他、本法人が合理的と認める交通手段

自家用車を使用した場合は、本法人が合理的と認めた場合に限り補助対象とする。

### 第7条 (申請および支給方法)

1. 補助を受ける者は、研修会で配布される申請用紙記入し申請を行うものとする。
2. 補助金は、原則として研修会終了後、銀行振り込みにより支給する。

## 第8条（重複支給の制限）

勤務先等の第三者から同一目的の交通費補助を受けている場合、本法人は補助額を調整または支給しないことができる。

## 第9条（予算）

本補助制度は、本法人が定める教育支援予算の範囲内で実施する。

## 第10条（適用除外）

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

1. 研修会を修了していない場合
2. 虚偽の申請が認められた場合
3. その他、本法人が不相当と認めた場合

## 第11条（制度の位置付け）

本制度は、ガスケ・ジャパン教育支援制度の一環として、継続教育課程へのアクセスを支援するために実施するものである。

## 第12条（改定）

本規程の改定は、本法人が定める。

## 附則

本規程は、2026年2月1日より施行する。

一般社団法人ガスケ・ジャパン

様式第 2 号：交通費補助申請書

申請日	年 月 日
氏名	
住所(自宅)	
実施日	<input type="checkbox"/> 同上 年 月 日
対象者	<input type="checkbox"/> 受講者 <input type="checkbox"/> 講師 <input type="checkbox"/> サポーター <input type="checkbox"/> その他 ( )
実施会場	東京家政大学板橋キャンパス   東京・清澄白河   愛知・みわレディースクリニック その他：
出発地	<input type="checkbox"/> 自宅(同上)
片道距離	約 km (150km 以上)

振込先口座情報

銀行名	支店名 or 支店番号	口座の種類	口座番号	口座名義
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

添付書類：特に必要ありません。

上記のとおり、ガスケ・アプローチ教育支援・交通費補助を申請します。

事務局承認日／承認者署名：